

《研究ノート》

ザクセンにおける土地負担の償却・再考 (2)

松 尾 展 成
(岡山大学経済学部名誉教授)

第3節 土地負担償却の具体的事例 (続)

(2) グローセンハイン郡における委託地代 (続)

(ii) 荘園領主としての領邦君主と騎士領

ここで、別の観点からの考察を試みる。それは、第1に、領邦君主が中世以来、荘園領主であった管区村落 α 群と、第2に、18世紀後半にも騎士領が荘園領主であった騎士領村落群⁽³⁶⁾とにおいて、それぞれの荘園領主に帰属する委託地代を比較する、という観点である。つまり、第1の管区村落 α 群では、同群合計26村の委託地代から、広義の教会、騎士領と「その他」の権利者への帰属部分を除いた地代を、第2の騎士領村落群では、同群合計115村の委託地代から、領邦君主、広義の教会と「その他」の権利者への帰属部分を除いた地代を、種目別・委託時期別に算出し、比較検討することである。

(A) 管区村落 α 群26村における領邦君主帰属委託地代

まず、管区村落 α 群26村について、領邦君主が権利者である委託地代を取り上げる。その場合、松尾1990、第2章第2節(2)の村落整理番号、Nr. 51 (3) の16.04M (賦役) とNr. 95 (1) の16.96M (賦役+現物貢租+放牧権) は、権利者が記載されていないので、また、Nr. 31 (9) の27.00M (世襲賃租) は、権利者の分農場オーバーゲヴァーニッツの所属が明らかでない⁽³⁷⁾ ので、無視する (以上の合計は60.00Mで、 α 群における領邦君主帰属地代合計の0.4%を占めるに過ぎない)。

(1) これらの領邦君主帰属地代⁽³⁸⁾ は合計して16,492.68Mである。これを種目別に整理すると、すべての地代は賦役、現物貢租と貨幣貢租 (単独の貨幣貢租のみで、保有移転貢租・世襲賃租などを含まない) の中の1種目のみに基づいている。換言すれば、ありうる土地負担のうち、地役権 (α 群全体では、地役権単独の委託地代が0%であり、地役権を含む委託地代が2.2%であった) のみならず、複数種目の組み合わせに基づく委託地代 (α 群全体では15.5%もあった) も存在しない。この賦役、現物貢租と貨幣貢租に基づく委託地代を地代種目別・委託年次別に区分し、それら3種目の合計を示すものが、第1表の各欄の実数で、それに続く〈 〉は、管区村落 α 群26村の領邦君主帰属地代合計に対する比率である。最下段の種目別合計の割合で見ると、賦役⁽³⁹⁾ が6.6%、現物貢租が36.5%、貨幣貢租が57.0%を占める。したがって、ここでは、貨幣貢租に基づく委託地代の比率が極めて高く (管区村落 α 群全体より15%も高い)、全体の60%に近く、現物貢租の比率も相当に高く (α 群全体より約4%高い)、35%を超えている。それに対して、賦役のそれは非常に低い (α 群全体より約1%低い⁽⁴⁰⁾)。

(2) 第1表で地代銀行委託額の年次別推移⁽⁴¹⁾ を土地負担種目別に見ると、第1に、賦役に基づく償却地代の銀行委託 (以下では賦役の委託などと略記。委託地代総額の6.6%) はかなり遅く、1840年に始まった。単年で合計額の5%を超えた年はない。賦役だけの累積比率で見ると、委託額は、委託が開始された1840年に、既に10%を超え、1846年に50%に近づき、1847年の中断を挟んで、1848年に委託は完了した。第2に、現物貢租 (合計額の36.5%) の委託は1841年に始まった。単年で合計額の5%を超えた年は、3年だけである。その中では1846年 (18.2%) が最高で、1844年 (5.9%) と1842年 (5.2%) が続いている。現物貢

租だけの累積比率で見ると、その10%超過は1842年（しかも、既に20%超過）であり、委託額は1845年に殆ど50%（合計額の18.1%）に、翌46年には殆ど100%に達し、1847年の中断を挟んで、1848年に委託は終結した。第3に、貨幣貢租（合計額の57.0%）の委託はようやく1853年に始まり、僅か2年で終わった。しかも、貨幣貢租だけの累積比率で見ると、開始された1853年に、委託額の比率は既に貨幣貢租全体の殆ど20%に近づいており、翌54年には残り全部が委託された。第4に、3種目合計額について委託進捗過程を見ると、委託は1840年に開始された。単年で合計額の5%を超えた年は、5年だけである。その中では1854年（46.4%）が飛び抜けて高い。それに次ぐのが、1846年（19.2%）であるが、その比率は1854年の50%以下である。さらに1853年（10.6%）、1844年（5.9%）、1842年（5.7%）と続く。その中で、1853-54年のそれは貨幣貢租のみの委託に起因し、40年代のそれは主として現物貢租に基づく。全体の累積比率から見ると、委託額は1842年にはまだ10%に達せず、1848年にも累積40%を僅かに超えただけであり（1847年と1849-52年の中断がある）、1853年によりやく累積50%（合計額の53.8%）を超え、翌年に委託が完了した。このように、地代委託の終了（これは領主＝農民関係の完全な廃棄とほぼ同義であろう）が遅延したのは、管区村落α群における領邦君主帰属地代の中で貨幣貢租の占める割合が圧倒的に高かったからである。また、1842-46年の5年間に総額の35.6%が、1853-54年の2年間に総額の57.0%が委託された。この7年間だけで総額の92.6%が委託されたことになる。

第1表 領邦君主帰属委託地代の種目別・年次別推移（管区村落α群26村）

年	賦役（%）	現物貢租（%）	貨幣貢租（%）	各年計（%）
1840	192.64M 〈1.2%〉			192.64M 〈1.2%〉
1841		446.24M 〈2.7%〉		446.24M 〈2.7%〉
1842	93.52M 〈0.6%〉	850.88M 〈5.2%〉		944.40M 〈5.7%〉
1843	82.24M 〈0.5%〉	635.36M 〈3.9%〉		717.60M 〈4.4%〉
1844		973.08M 〈5.9%〉		973.08M 〈5.9%〉
1845		61.40M 〈0.4%〉		61.40M 〈0.4%〉
1846	154.92M 〈0.9%〉	3,006.04M 〈18.2%〉		3,160.96M 〈19.2%〉
1847				
1848	557.32M 〈3.4%〉	45.56M 〈0.3%〉		602.88M 〈3.7%〉
1849				
1850				
1851				
1852				
1853			1,746.04M 〈10.6%〉	1,746.04M 〈10.6%〉
1854			7,647.44M 〈46.4%〉	7,647.44M 〈46.4%〉
合計	1,080.64M 〈6.6%〉	6,018.56M 〈36.5%〉	9,393.48M 〈57.0%〉	16,492.68M 〈100%〉

(B) 騎士領村落115村における騎士領帰属委託地代

次に、騎士領村落115村の委託地代の中の騎士領帰属部分を検討する。その場合、検討の対象は、第1に、騎士領帰属と明記されている委託地代、第2に、騎士領所属と推定される4分農場、ブロッホヴィッツ、コルムニッツ、ナウンデルフヒェン、ゴーリッシュ⁽⁴²⁾の委託地代、第3に、権利者不記載の委託地代（この想定根拠は既に本小節（i）に記した）である。さらに、第4に、当郡のNr. 33（9）の権利者「騎士領＋ザーゲリッツの1土地」（貨幣貢租, 6.44M）の后者, Nr. 73（5）の権利者「騎士領＋ $\frac{1}{5}$ フーフエ地」（貨幣貢租, 797.92M）の后者, および, Nr. 63（8）とNr. 117（10）の権利者「騎士領＋エルベ川渡船権所有者」（最後の2件の委託地代, Nr. 63（8）とNr. 117（10）の一方の権利者はいずれも、当郡の西隣にあるライブツィヒ県オーシャッツ郡所在の騎士領シュトレーラ⁽⁴³⁾で、両権利者に帰属する現物貢租は17.84＋1.68＝19.52M）の后者を、いずれも無視して、それらの全額(823.88M。これは騎士領帰属委託地代全郡合計の1.0%

に相当する）を騎士領帰属地代と想定する。したがって、この想定第4は騎士領村落における騎士領帰属委託地代合計を本小節（i）の区分よりもそれだけ（比率にすれば、上記と同じ1.0%）増加させる。

(1) 騎士領村落115村の騎士領帰属委託地代⁽⁴⁴⁾は、上記の前提で再計算した結果、合計81,519.70Mとなった。それを権利種目別に区分すると、賦役Ⅰから「その他の権利」Ⅻまでの細分12種目のうち、「大聖堂代官領管区への賃租など」Ⅹと「賦役への反対給付など」Ⅺとは全く存在しないので、残るのは10種目である。この細分10種目を単独およびそれらの組み合わせで集計すると、種目区分の合計は32になる。これを可能な限り、単純化するために、本小節（i）と同じく、第1に、「その他の地役権」Ⅶを放牧権Ⅶと見なす。Ⅶは単独では記載されておらず、放牧権Ⅶとともに委託された地代（Ⅶ＋Ⅷ）の合計は、騎士領帰属委託地代全体の0.0%である。第2に、「その他の権利」Ⅻの一部（永代小作関係〔廃止料〕）を永代小作地賃租Ⅴと見なした上で、保有移転貢租Ⅳ、永代小作地賃租Ⅴと世襲賃租Ⅸを、統一性にやや欠けるけれども、本小節（i）と同じように、貨幣貢租類似負担Ⅱと見なす。なぜなら、Ⅸは単独で委託地代全体の1.6%、ⅣとⅤは単独でそれぞれ全体の0.6%、ⅫのうちⅤと推定した部分は全体の1.5%の一部分を占めるけれども、それらの比率はいずれも高くないからである。第3に、単独では記載されていない「生の給付」Ⅷを現物貢租と見なす。それが上記永代小作地賃租Ⅴと同時に委託された場合には、Ⅴ＋Ⅷの地代の合計は地代全体の0.1%であり、放牧権Ⅶとともに委託された場合には、Ⅶ＋Ⅷの地代の合計は全体の0.4%に過ぎない。第4に、「その他の権利」Ⅻのうち、上記永代小作関係〔廃止料〕を除いた部分を、過度な単純化ではあるけれども、それが上記の1ないし複数の種目と同時に委託された場合には、その権利種目（複数の場合には、その種目群）に追加する。以上の想定の後で残るのは、賦役、現物貢租、貨幣貢租、貨幣貢租類似負担Ⅱ、放牧権、それら5種の組み合わせ、および、単独のⅫである。このようにして得られる種目別委託地代額を、合計額の大きさの順に示したものが、第2表である（〈 〉内は合計額に対する比率）。ただし、Nr. 74（5）の0.48Mは、「1890年に償還」とのみ記されていて、権利種目、委託時期（恐らく1835年）と権利者が記載されていないけれども、不記載の権利者を騎士領とする、本稿の想定に基づいて、委託時期不明のⅫとする。

第2表 騎士領帰属委託地代の種目別一覧表
（騎士領村落115村）

(1) Ⅰ＋Ⅱ ⁽¹⁾	18,590.64M 〈22.8%〉
(2) Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅵ ⁽²⁾	15,063.76M 〈18.5%〉
(3) Ⅲ ⁽³⁾	13,260.76M 〈16.3%〉
(4) Ⅰ ⁽⁴⁾	9,890.04M 〈12.1%〉
(5) Ⅱ ⁽⁵⁾	9,604.80M 〈11.8%〉
(6) Ⅲ＋Ⅱ ⁽⁶⁾	7,067.06M 〈 8.7%〉
(7) Ⅵ ⁽⁷⁾	2,386.00M 〈 2.9%〉
(8) Ⅱ＋Ⅲ ⁽⁸⁾	1,940.88M 〈 2.4%〉
(9) Ⅱ＋Ⅵ ⁽⁹⁾	1,497.12M 〈 1.8%〉
(10) Ⅰ＋Ⅵ	1,305.68M 〈 1.6%〉
(11) Ⅰ＋Ⅲ ⁽¹⁰⁾	908.00M 〈 1.1%〉
(12) Ⅻ	4.96M 〈 0.0%〉
(13) 合計	81,519.70M 〈100%〉

第2表への注

- (1) Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅻを含む。
- (2) Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅵ＋Ⅻを含む。
- (3) Ⅲ＋Ⅻを含む。
- (4) Ⅰ＋Ⅻを含む。
- (5) Ⅱ＋Ⅻを含む。
- (6) Ⅲ＋Ⅱは、貨幣貢租類似負担と見なした貢租、Ⅳ、ⅤとⅨ、および、それらの組み合わせ（Ⅳ＋Ⅴ、Ⅳ＋Ⅻ、Ⅴ＋ⅨとⅨ＋Ⅻ）、さらに、それらとⅢとの組み合わせ（Ⅲ＋Ⅳ、Ⅲ＋Ⅳ＋Ⅸ、Ⅲ＋ⅤとⅢ＋Ⅸ）を指す。
- (7) Ⅵ＋ⅦとⅥ＋Ⅻを含む。
- (8) Ⅱ＋Ⅲ＋Ⅳ、Ⅱ＋Ⅲ＋Ⅳ＋Ⅴ、Ⅱ＋ⅨとⅤ＋Ⅷを含む。
- (9) Ⅵ＋Ⅷを含む。
- (10) Ⅰ＋Ⅲ＋ⅣとⅠ＋Ⅳを含む。

これら委託地代12種類の中で、単独の1種目を見ると、(3)貨幣貢租Ⅲが、想定した1区分を含めて、16.3%の第1位、次いで、(4)賦役Ⅰが、想定した1区分を含めて、12.1%の第2位、さらに、(5)現物貢租Ⅱが、想定した1区分を含めて、11.8%の第3位、(7)放牧権Ⅵが、類似の1区分と想定した1区分とを含めて、2.9%の第4位となり、単独の(12)「その他の権利」Ⅻは0.0%である。しかしながら、以上の5種目（実質4種目）

の合計は43.1%に過ぎないから、それら4種目だけの比較は殆ど意味がなく、分析を一層正確にするためには、残りの7種類の56.9%を考慮せねばならない。それらの7種類は2種目以上の組み合わせからなる。しかし、これらの組み合わせは極めて多様であるために、委託された土地負担を第2表から種目別に把握することは、不可能である。しかも、騎士領に特有な賦役と放牧権は、第2表で第1位のⅠ＋Ⅱの22.8%と第2位のⅠ＋Ⅱ＋Ⅵの18.5%（両者合計41.3%）に示されているように、現物貢租と明確には切り離せない。そこで、Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅵを包括できるように、委託地代を次の大まかな区分①、②と③に概括しよう。

第1に、区分①は、賦役、現物貢租と放牧権に関わる委託地代である。これら3種目のみの合計は第2表によれば21,880.84Mで、騎士領帰属委託地代の26.8%に過ぎないけれども、この3種目合計に、これら3種目の2あるいは3種目が同時に償却された部分、すなわち、第2表の(1)、(2)、(9)と(10)の4種類（想定を含む）の計36,457.20M（全体の44.7%）を加えると、地代額は58,338.04Mとなり、その比率は全体の71.6%に達する。

第2に、区分②は、貨幣貢租、および、「貨幣貢租＋貨幣貢租類似負担Z」である。これを広義の貨幣貢租と呼ぶならば、それは第2表の(3)と(6)であり、地代額20,327.82 M、比率では全体の24.9%を占める。

第3に、上記の区分①の1種目（ⅠあるいはⅡ）と区分②のⅢとが同時に償却された、特異な組み合わせとして、第2表の(8)（想定を含む）と(11)との2種類があり、それに、同表(12)の「その他の権利」Ⅶを加えて、③としよう。しかし、③は地代額で2,853.84M、比率では全体の3.5%に過ぎない。

以上から、①と②との合計は96.5%に達し、騎士領帰属委託地代合計の圧倒的大部分を占めており、中でも①は②の3倍に近い。すなわち、騎士領村落における騎士領帰属委託地代は①の「賦役＋現物貢租＋放牧権」（約72%）を基幹とし、②の広義の貨幣貢租（約25%）は①よりも遥かに小さい。それに対して、③は比率が非常に低い。

(2)地代委託額の年次別推移を委託地代の上記の大まかな3区分の合計額について見てみよう。第3表は各年の委託地代額を、〈 〉内に騎士領帰属地代合計額に対する比率を示している。

第3表から分かるように、区分①の「賦役＋現物貢租＋放牧権」（合計額の71.6%）において委託は1835年に始まり、1858年に終わった。単年で合計額の5%を超えたのは、3年だけである。その中では1840年（同19.9%）が最高で、1842年（同9.5%）がそれに次ぎ、1841年（同8.5%）が続いている。区分①だけで見ると、委託額の累積比率は、1837年に10%を、1840年に50%を、1845年に90%を超え、1848年に委託はほぼ完了した。区分②の広義の貨幣貢租（合計額の24.9%）においては、単年で全体の5%を超えるのは1852年（同6.4%）と1853年（同6.0%）の2年のみである。区分②だけで見ると、1848年に始まった委託は、同年に累積比率10%を、1849年の中断を挟んで、1853年に50%を、1856年に90%を超え、1859年に終了した。区分③、「賦役＋現物貢租＋放牧権＋貨幣貢租」は全体の3.5%を占めるに過ぎないが、その委託は1838年に始まり、何度も中断を挟んで、1858年に終結した。単年で全体の5%を超えるのは、当然のことながら、1年もない。最後に、委託進捗過程を全体として見ると、委託は1835年に始まり、24年後の1859年に終了した。単年で全体の5%を超えたのは、7年であり、比率の高さの順に1840年（19.9%）、1842年（9.5%）、1837年（9.0%）、1841年（8.5%）、1852年（7.2%）、1853年（6.1%）、1839年（5.5%）となる。この7年の中の5年が1848年以前である。全種目の累積比率は1837年に10%を、既に1842年に50%を超え、長い停滞の後、1854年によりやく90%を超えた。

大まかに見ると、区分①の委託地代のうち1837年から1843年までの7年間に全体の57.3%（①の約80%）が、そして、区分②の委託地代のうち1852年から1854年までの3年間に全体の16.4%（②の約66%）が、委託された。全体では、1837年から1843年までの7年間に58.5%の地代が、そして、1852年から1854年までの3年間に18.2%の地代が、委託された。この10年間だけで76.7%が委託されたことになる。

第3表 騎士領帰属委託地代の種目別・年次別推移（騎士領村落115村）

年	区分①	区分②	区分③	各年計
1835	12.32 M 〈 0.0%〉			12.32 M 〈 0.0%〉
1836	2,457.40 M 〈 3.0%〉			2,457.40 M 〈 3.0%〉
1837	7,364.24 M 〈 9.0%〉			7,364.24 M 〈 9.0%〉
1838	1,212.80 M 〈 1.5%〉		71.28 M 〈 0.1%〉	1,284.08 M 〈 1.6%〉
1839	3,707.64 M 〈 4.5%〉		789.28 M 〈 1.0%〉	4,496.92 M 〈 5.5%〉
1840	16,213.80 M 〈19.9%〉			16,213.80 M 〈19.9%〉
1841	6,968.96 M 〈 8.5%〉			6,968.96 M 〈 8.5%〉
1842	7,766.36 M 〈 9.5%〉			7,766.36 M 〈 9.5%〉
1843	3,637.40 M 〈 4.6%〉			3,637.40 M 〈 4.6%〉
1844	2,833.40 M 〈 3.5%〉		4.48 M 〈 0.0%〉	2,837.88 M 〈 3.5%〉
1845	1,769.76 M 〈 2.2%〉			1,769.76 M 〈 2.2%〉
1846	3,454.56 M 〈 4.2%〉			3,454.56 M 〈 4.2%〉
1847	152.84 M 〈 0.2%〉			152.84 M 〈 0.2%〉
1848	567.32 M 〈 0.7%〉	209.24 M 〈 0.3%〉		776.56 M 〈 1.0%〉
1849	169.24 M 〈 0.2%〉			169.24 M 〈 0.2%〉
1850		200.76 M 〈 0.2%〉		200.76 M 〈 0.2%〉
1851		268.82 M 〈 0.3%〉		268.82 M 〈 0.3%〉
1852		5,247.16 M 〈 6.4%〉	659.68 M 〈 0.8%〉	5,906.84 M 〈 7.2%〉
1853		4,887.92 M 〈 6.0%〉	53.00 M 〈 0.1%〉	4,940.92 M 〈 6.1%〉
1854	30.48 M 〈 0.0%〉	3,279.60 M 〈 4.0%〉	716.60 M 〈 0.9%〉	4,026.68 M 〈 4.9%〉
1855		2,212.96 M 〈 2.7%〉	503.96 M 〈 0.6%〉	2,716.92 M 〈 3.3%〉
1856		2,203.40 M 〈 2.7%〉		2,203.40 M 〈 2.7%〉
1857		668.28 M 〈 0.8%〉		668.28 M 〈 0.8%〉
1858	19.52 M 〈 0.0%〉	321.00 M 〈 0.4%〉	55.08 M 〈 0.1%〉	395.60 M 〈 0.5%〉
1859		828.28 M 〈 1.0%〉		828.28 M 〈 1.0%〉
不明		0.40 M 〈 0.0%〉	0.48 M 〈 0.0%〉	0.88 M 〈 0.0%〉
計	58,338.04 M 〈71.6%〉	20,327.82 M 〈24.9%〉	2,853.84 M 〈 3.5%〉	81,519.70 M 〈100%〉

(C) 管区村落 α 群26村の委託地代と騎士領村落115村のそれとの比較

以上の(A)と(B)から、「管区村落 α 群26村における領邦君主帰属委託地代」(これを以下では[a]と略記)と「騎士領村落115村における騎士領帰属委託地代」(以下では[b]と略記)との比較を試みよう。

第1に、委託地代を種目別に見ると、管区村落地代[a]全体の中では貨幣貢租の割合が断然第1位(約57%)を占める。現物貢租(約37%)は第2位であるけれども、貨幣貢租よりもかなり小さく、第3位の賦役は7%を超えない。それ以外の種目は、したがって、放牧権も、存在しない。それに対して、騎士領村落地代[b]は、さまざまな種目とそれの複雑な組み合わせから構成されており、大まかにしか区分できない。その中では、区分①の「賦役+現物貢租+放牧権」(合計して、全体の約72%)が基幹であり、区分②の貨幣貢租と貨幣貢租類似負担、すなわち、広義の貨幣貢租(全体の約25%)は区分①よりも遥かに小さい。区分①と区分②以外の特異な区分③は4%に達しない。したがって、[b]の中では、賦役が相対的に高い比率を占めていたはずである。

第2に、委託の進捗過程を検討する。[a]を種目別に見ると、賦役の委託開始は、[a]の中では最も早い1840年で、終了が8年後の1848年であった。現物貢租の委託開始は1841年で、終結が7年後の1848年(賦役と同年)であった。貨幣貢租の委託開始は、[a]の中で最も遅い1853年で、しかも、終了はその翌年、1854年であった。[a]全体で見ると、累積10%超過が1843年で、1853年に累積50%を超え、その翌年、すなわち、開始から14年後の1854年に委託は完了した。このように、管区村落地代[a]全体の50%超過は1853年と遅いけれども、比較的短期間に委託が終結したのは、貨幣貢租の割合が圧倒的に高く、それが最後の僅か2年のみで委託されたからである。それに対して、騎士領村落地代[b]の委託は1835年に

開始され、24年後の1859年に終了した。そのうち、区分①の地代（1835年開始、1858年完了）は1837－43年の7年間に全体の約60%（①の約82%）が、そして、区分②の地代、広義の貨幣貢租（1848年開始、1859年完了）は1852－54年の3年間に全体の約16%（②の約66%）が、委託された。[b] 全体で累積比率が10%を超えたのは1837年、50%を超えたのは1842年、90%を超えたのは1854年であった。その中でも、1837－43年の7年間に約59%の地代が、そして、1852－54年の3年間に約18%の地代が、地代銀行に委託された。このように、[b] 全体の委託では、開始も委託地代全体累積50%超過の時期も[a] 全体より早かったのは、[b] に占める区分①の地代、したがって、賦役、現物貢租と放牧権、の比率が高かったからである。その上に、ここでも、区分②の広義の貨幣貢租は主として1852－54年の3年間に委託されたために、委託終了が遅延したのである。

ここで、ザクセン全体⁽⁴⁵⁾の委託進捗過程と比較してみる。ザクセン全体では地代委託の開始が1834年で、終了が1859年であった。全種目委託地代額合計（100%、地代種目別統計は未公表）において、(1)委託地代額合計の中での累積10%超過は当郡の[a] では1843年、[b] では1837年だったのに対して、ザクセン全体では1840年であった。つまり、(1)の累積10%超過は、ザクセン全体よりも[b] で3年早く、[a] で3年遅かった。これは、賦役、現物貢租と放牧権に基づく委託地代の占める比率が、ザクセン全体では[a] よりも高く、[b] よりも低かったことに起因するのではなからうか。(2)累積50%超過は[a] では1853年、[b] では1842年で、ザクセン全体では1853年であった。すなわち、(2)の累積50%超過では[b] は[a] とザクセン全体（両者は同年）よりも11年も早かった。これの根拠も上記(1)の場合と同じであろう。(3)累積90%超過は[a] と[b] では1854年、ザクセン全体では1857年であった。この(3)累積90%超過に関して、[a] と[b] が同年で、種目別統計数値が不明なザクセン全体よりも3年早かった事実は、いかなる事情に基づくのであろうか。私には回答不可能である。

第3に、[a] と[b] との平均額を1農民（1フーフエ）当たりで比較してみる。P. シュトゥルツは、18世紀末の本領地域において管区領民の封建的諸負担が騎士領領民のその約 $\frac{1}{2}$ ないし $\frac{1}{3}$ であった⁽⁴⁶⁾と主張し、それを受けて、R. ツァイゼは次のように議論を進めている。すなわち、三月革命期に人口約2,000人の管区村落ミルデナウ（ツヴィカウ県アナベルク郡）の年貨幣貢租は311T 13G余り、したがって、1人当たり5Gであったが、人口127人の騎士領村落クンスドルフ（同上県ブラウエン郡）の貢租は294T 13G余り、したがって、1人当たり2T 10G（=70G——松尾）であり、これは前者の14倍に等しい⁽⁴⁷⁾、と。しかしながら、この比較方式は正しくないであろう。対比すべきは、村落群別の平均土地負担であり、これは、零細農・寄留者を算入した全人口の1人当たり土地負担ではなく、1標準的農民保有地（フーフエ）当たりのそれである、と考えられるからである。32年償却法第60条は、園地農が1フーフエの $\frac{1}{4}$ の、小屋住農が1フーフエの $\frac{1}{8}$ の負担を賦課される、と見なしていた⁽⁴⁸⁾。そこで、管区村落α群26村と騎士領村落115村について、18世紀史のフーフエ数に園地農数の $\frac{1}{4}$ と小屋住農数の $\frac{1}{8}$ を加えて、換算フーフエ数を求めると、前者は $467\frac{5}{8}$ 、後者は $1,662\frac{1}{6}$ となる⁽⁴⁹⁾。この1換算フーフエ当たりの合計委託地代額は[a] で約35.3M、[b] で約49.0Mである。これで見ると、1換算フーフエ当たりの[a] は確かに[b] よりも小さいけれども、前者は後者の72%には達している。したがって、ツァイゼの主張はもちろん、シュトゥルツのそれも、少なくともグローセンハイン郡の委託地代に関しては、誤りである。この点に関しては、前節(4)で紹介した、ブラシュケの所説にもやや問題がある、と考えられる。すなわち、ブラシュケによれば、近世の中部ドイツ荘園領主制は一方では、農民に特に有利な諸条件を伴う純粋型地代荘園制を含んでいた。この諸条件の下にあったのは、古くから領邦君主の管区…に所属する農民であった。他方では、それは、農民が領主経営のために賦役を、時には著しく重い賦役を課される騎士領・御料地の諸関係をも含んでいた⁽⁵⁰⁾、と。しかし、ここに示したように、グローセンハイン郡の中で、中世以来、常に管区に所

属した管区村落 α 群では、賦役に基づく委託地代の比率は確かに極めて低かったし、それに対して、18世紀後半にも騎士領に支配された騎士領村落群では、賦役に基づく委託地代の比率が高い、と推定されるけれども、前者の領邦君主帰属委託地代が、フーフエで換算した合計では、後者の騎士領帰属委託地代の72%にも達している事実から、両者の土地負担に高低の差異は無視しえないとしても、両者が隔絶していた、とまでは言えないであろう。

（Ⅲ）グローセンハイン郡の委託地代統計の問題点

以上の分析から次の諸問題が浮かび上がる。

- (1) 当郡の委託地代総額の中で、土地負担種目が賦役、現物貢租、貨幣貢租（比率が低かった保有移転貢租・世襲賃租などを含む）、地役権（中心は領主放牧権）として確定されうる地代は、当郡総額の53.4%に過ぎず、残りの46.6%は、複数種目の償却地代が1件の委託地代に転化されたものである（本節(2)(i)参照）から、当郡委託地代総額の正確な種目別構成も委託額の種目別・年次別推移も明らかにされなかった。
- (2) 細目種目Ⅻ「その他」の委託地代は、単に「権利」、「義務」などと記されているために、土地負担の種目別分析が不可能である。しかし、「その他」の地代の合計額は、委託地代全郡総額の0.1%を占める（本節(2)(i)参照）に過ぎないから、無視できよう。ただし、本節(2)(ii)(B)では、簡単のために、騎士領に帰属するⅫを、それと同時に償却された種目（あるいは種目群）に含めたために、それは0%に縮小したのであった。
- (3) 当郡全155村のうち、第1に、①Nr. 1、②Nr. 32、③Nr. 55、④Nr. 85と⑤Nr. 136の5村（②は管区村落 α 群、他の4村は騎士領村落）には、権利者としての広義の教会が見いだされない⁽⁵¹⁾。しかし、①はグローセンハイン市（当郡の主邑）の、②はレンツ村（Nr. 60）の、③はエルスニッツ村（Nr. 97）の、④はナウンホーフ村（Nr. 83）の、⑤はシュパンスベルク村（Nr. 127）の、教区に編入されていた⁽⁵²⁾から、これらの5村は本教会の償却協定に参加したのであろう。第2に、騎士領村落Nr. 50は騎士領フィヒテンベルク（プロイセン王国クライス・リーベンヴェルダ⁽⁵³⁾所在）のみに所属するが、ここには、領邦君主と広義の教会に帰属する委託地代はあるけれども、騎士領帰属と明記された地代ばかりでなく、権利者不記載の地代も存在しない⁽⁵⁴⁾。すなわち、当村は騎士領村落であるにも拘わらず、委託地代の権利者としての騎士領・想定騎士領（荘園領主）がこの村には見いだされない。この奇異な事実は、(a)全国委員会は決済したけれども、地代銀行を介さないで実施された償却、すなわち、一時金の一括支払によって、あるいは、(b)全国委員会の介入しない私的償却協定（32年償却法公布以前の協定および1851年償却法補充法に基づく、一時金の一括支払協定）の締結によって、さらには、(c)土地負担の無償廃止（32年償却法公布以前の廃止、および、償却提起の法的期限、1854年初までに提起されなかった土地負担の廃止を含む）によって、実現した、と考える以外に、説明不可能であろう。
- (4) 委託地代は償却地代それ自体ではないことが銘記されねばならない。すなわち、償却地代の中で委託地代に転化されえなかった地代端数（地代委託が本格化する1837年以後は、特に少額）を無視するとしても、(a)32年償却法によって、義務者は償却地代の一部あるいは全部を、一時金によって一括償却することができた（本節（注41）参照）。このような一時金償還の事例が、全国委員会が1851年までに決済した当郡関係償却協定の中に含まれている可能性はある。しかし、(b)1851年償却法補充法は、一時金一括償還に関する償却協定の作成と同委員会による協定の決済を免除した（本節（注41）参照）。いずれにせよ、一時金償還額は委託地代額統計には全く算入されないのである。
- (5) 既に本節(2)(i)で紹介したように、グロースは、当郡Nr. 153の賦役などが32年償却法に基づいて先ず

償却されて、貨幣貢租となり、それが後に地代銀行に委託された、と実証した。これがNr. 153 (1) の委託地代である。この場合には、償却の実施時期は委託地代の発生時期とは異なり、償却が地代委託よりも早かった。そればかりでなく、土地負担は両当事者の合意に基づいて、32年償却法以前にも償却されえた。詳細はいずれも不明であるが、グロースによれば、1793年に、騎士領クラウスニッツ（当郡Nr. 56所在）に対するナウンドルフ村（所属騎士領から判断して、当郡Nr. 81ではなく、Nr. 82の村である）領民の賦役が、また、1824年には、騎士領ツァーベルティッツ（当郡Nr. 150所在）に対するヴァインズドルフ村領民の賦役が、償却された⁽⁵⁵⁾。そして、賦役などの土地負担がこのように32年償却法以前に貨幣貢租に転換された後、同法に基づいて後者が地代銀行に委託された場合も想定されうる。このような委託地代は本資料集に、恐らく銀行委託年の貨幣貢租として記載されており（ただし、上記Nr. 82の村には、貨幣貢租に基づく、大きな額の委託地代はない）、それらは当郡全体の土地負担の種目別構成と銀行委託の進捗過程に一定程度の影響を及ぼしたであろう。

以上から、(1)、(2)、(3)第2、(4)(a)と(5)の貨幣貢租のある部分、の究明のためには、全国委員会の決した償却協定に遡る必要がある。少なくとも、(1)、(2)と(5)の関連部分では委託地代が発生しているから、承認された償却協定が存在するはずである。しかし、それらの膨大な協定の解明は私には不可能である。

ところで、ザクセン全体については土地負担償却に関する、2種類の公式統計が知られている。そこで、それらを検討しよう。

第3節注（続）

(注36) 管区村落 α 群は村落整理番号、Nr. 3, 4, 15, 21, 25, 31, 32, 34, 44, 51, 54, 57, 68, 69, 79, 84, 95, 101, 105, 113, 124, 126, 128, 129, 138と139の26村であり、同 β 群はNr. 10, 27, 46, 110と118の5村、複合村落はNr. 2, 26, 49, 92, 107, 116, 133, 144と152の9村、それ以外の115村が騎士領村落である。

(注37) 分農場オーバーゲヴァーニッツを所有する騎士領は不明である。Vgl. 松尾 1990, S. 201（注6）。

(注38) 管区村落 α 群の各村の委託地代に占める領邦君主帰属地代の比率は、100%の村はないとしても、Nr. 15の99%、Nr. 54の97%、Nr. 128の96%、Nr. 105の95%から、80-89%の村が5村、70-79%の村が7村、65-69%の村が5村、53-59%の村が3村、48%と36%の村が各1村であった。その中では、65%から99%の村が21村で、全体の80%を占めており、最低の村の比率も36%（1村）であった。本節（注52）参照。

(注39) この賦役の中では、御料地カルクロイトのみへの賦役が347.56Mで、グロースハイ司法管区・地代管区への賦役と御料地カルクロイトへの賦役が同時に委託されたものが、557.32Mであって、この両者が賦役全体の84%を占めている。この御料地は、当郡の管区村落 β 群に属する、同名の村Nr. 46にあり、16世紀後半に騎士農場から御料地に転換された。当御料地について、Vgl. Blaschke 1957, S. 48; 松尾 1990, S. 189, 204, 217（注6）。

(注40) Vgl. 松尾 1990, 第47表（S. 184-186）。

(注41) 償却と地代銀行への償却地代委託に関する法的諸規定を極く単純化してまとめると（地代銀行への委託とその実務に関する諸規定の一部について、前節（注29）、本節（注5）と（注6）をも参照）、32年償却法は冒頭の第1条で、償却のためには、従来の権利者・義務者間の「自由な合意」に代えて、「一方の当事者のみの提議」で十分である、と規定した。この規定は償却事業を大きく前進させるものであったけれども、同法は他方では、償却の対象を賦役、諸給付と地役権に限定し（第29条——ただし、第84条と第90条が保有移転貢租の一方的提議を禁止し、第52条eが貨幣貢租を償却の対象外としたから、この諸給付は事実上、現物貢租を意味した）、地代銀行への委託の権利を権利者のみに賦与した（第37条）。また、上記の賦役、現物貢租と地役権は一時金の一括支払、あるいは、貨幣地代の引受によって償却されえた（第29条）。一時金が支払われた場合、償却の対象は消滅し（第34条）、償却地代が地代銀行に委託された場合、償却によって権利者に発生した請求権は、地代銀行に移った（第37条）。——このように、権利者が義務者から一時金を、あるいは、地代銀行から地代銀行証券を受け取ると、権利者と義務者との間の旧来の関係は消滅した。それに対して、1832年償却提議令は、権利者に対する諸義務は一方的償却提議によってでも、それに関する審議の開始によってでもなく、償却協定の締結と権利者への補償〔の開始——松尾〕によって初めて変更されるので、それまでは旧来の関係は存続し、その時まで義務者は賦役その他の諸義務を給付し続け、放牧権の行使を困難ならしめてはならない、と規定した。この規定は、32年償却法が異例に長い前文の最後で表明した「期待」、すなわち、「償却が実現するまでは、義務者は賦役その他の義務を…給付し続け、…放牧権の行使を困難ならしめない」、との期待に相應するものであった。——全国委員会は個々の償却業務について特別委員会を任命した（第207条）。特別委員会を必要とする償却業務は、すべて全国委員会に提議されるべきであり、当事者たち自身が自由な一致によって作成した協定も、全国委員会に提出されるべきであった（第239条）。全国委員会の承認によって初めて〔当該の償

却] 協定は法的効力を獲得し、その実施が可能となった(第261条)。1832年地代銀行法(第6条、第7条)によれば、委託されうる地代は12AG(=144AP)とその倍数であった。これはかなり高額であるにも拘わらず、義務者は、委託されえない地代端数の25倍額の一時金を一括して支払わねばならなかった。国家が保証する地代銀行(第1条、第2条)は、受託地代の25倍額の無記名地代証券を権利者に交付し(第12条、第13条)、毎年、受託地代額の4%を義務者から徴収し、その中の $3\frac{1}{3}\%$ を証券所有者に支払った(第17条)。1837年地代銀行法補充令は従来の規定をいくつか変更した。第1に、銀行委託地代額が従来の $\frac{1}{36}$ の4APに引き下げられ(第18条)、第2に、地代銀行への委託の権利が義務者にも容認され(第19条)、第3に、地代銀行管理費の国庫負担と地代銀行証券の計画的償還の開始に伴って、地代義務者は支払開始から55年間で委託地代を償還できる(地代銀行への地代納付義務から解放される)ことになった(第2条、第10条)。保有移転貢租の償却は32年償却法(第90条)によって両当事者の合意によってのみ可能であったが、1846年償却法補充法は保有移転貢租の一方的償却を承認した(第1条)。1850年償却法補充法は第1に、保有移転貢租の償却一時金を引き下げ(第2条)、第2に、同貢租の支払義務は、その償却が提議されなかった場合、1853年末に消滅する、と定めた(第6条)。1851年償却法補充法は貨幣貢租の一方的償却を初めて承認した。すなわち、土地に課され、私人・自発的結社(Corporationen)・寄付行為に基づく財団(Stiftungen)・国庫に給付される貢租・給付一切が、原則として償却可能となった(第10条)。貨幣貢租の償却は、20倍額の一時金支払によるか、地代銀行への25倍額の委託によるか、あるいは、両者の併用によった(第17条)。一方的提議によって償却されうる土地負担・地役権はすべて、権利者が1853年末までに全国委員会に償却を提議しない場合、償却地代と貨幣貢租を例外として、1854年初めに廃止され、その時点の所有者とその相続人が当該土地を譲渡しない限りにおいて、彼らの個人的義務としてのみ存続する(第23条)けれども、この個人的義務も1884年初めに[最終的に]消滅する(第25条)、と定められた。他方では、同法第32条と第33条は32年償却法における償却協定公認方式に重大な変更を加えた。すなわち、「今後、一時金による償却に当たっては、償却協定の作成と全国委員会によるその承認は必要がなく、償却を登記するためには、一時金の受領と、それによって償却された、自分の権利の放棄とに関する権利者の証明[のみ]で十分である」。「権利者のこの証明は、義務を課された土地の土地登記官庁に提出されるべきであり、それに基づいてこの官庁は、土地登記台帳に記入されている諸負担から、償却されたものを抹消する」。さらに、1855年地代銀行閉鎖法は、1856年3月末までに全国委員会に提議された償却について、償却地代受託を1859年3月末と規定した(第1条、第2条)。ところで、他人の土地での狩猟権は、三月革命の成果としての1849年「ドイツ国民の基本権」公布令(第37条)によって無償で廃止されたけれども、反革命の勝利の後、1851年「ドイツ国民の基本権」公布令廃止法第1条が上記「基本権」を廃止した。そして、1858年狩猟権法が、翌年4月初めまでに、義務的土地の所在する下級行政官庁に返還を提議した旧権利者に対して、旧来の狩猟権を返還した(第1条、第3条、第6条)。権利者は、返還提議の8週間以内にその狩猟権の償却を提議した場合、狩猟権のある土地、1「地租単位」について1Gの償却一時金を獲得し、その中の6Pは国庫が負担した(第2条、第4条a)。つまり、同法には明記されていないけれども、残りの4Pは義務者が負担せねばならなかった。また、上記期限以後に狩猟権の償却を義務者が提議した場合、その償却は、32年[償却]法の定める償却官庁[全国委員会]の管轄となった(第4条b)。したがって、同委員会の指名する特別委員会が、償却協定の作成に関与した(ロイニクとグロースの償却件数一覧表[後述]に記載されている狩猟権は、これのみである)。なお、1840年「聖職者への生の諸給付の償却に関する法律」(第1条)は聖職者への現物貢租の一方的償却を禁止したが、1851年の同名の法律(償却制限撤廃法)(第1条)はそれを容認した。GS 1832, S. 166-167, 173-175, 180, 191-193, 221, 231-232, 267-270, 445-446; GS 1837, S. 14-15, 17-18; GS 1840, S. 147; GS 1846, S. 70; GS 1949, S. 38; GS 1850, S. 258-259; GS 1851, S. 45, 127, 131, 135-137; GS 1855, S. 595-596; GS 1858, S. 323-325. Vgl. Judeich 1862, S. 8, 15, 22-23, 117; Judeich 1863, S. 62, 64-66, 72-74, 77; Reuning 1865, S. 51; Langsdorff 1876, S. 21; Landrentenbank 1883, S. 36; Bär 1892, S. 10-12, 15-16, 24-27, 29-30, 35, 37-39; Groß 1968, S. 104-105, 108-109, 113-116, 120, 139-141, 143 (同書[S. 106]は32年償却法を解説する中で、保有移転貢租の償却が「一方的提議によってのみ可能」と記しているけれども、これは誤植である。なぜなら、同書の別の箇所[S. 111]では、保有移転貢租は32年償却法によっては「事実上、償却されなかった。両当事者の合意が殆ど達成されなかったからである」、と書かれているからである); Kiesewetter 1981, S. 101; Kiesewetter 1988, S. 118; 松尾 1990, S. 281; Groß 2001, S. 206; 松尾 2011, S. 7-8, 10-14, 23-24. 狩猟権法公布から4年後にユードイヒは「私法上の土地負担、地役権、現物貢租、貨幣貢租、および、再獲得された旧狩猟権はすべて、一方的提議に基づいて償却可能」となった、と概括している。Judeich 1862, S. 6. グロースは、1851年償却法補充法が「一連の償却法補充法を完結」させ、これによって、「土地に課される、私人・自発的団体・財団・国庫への貢租・給付はすべて償却可能」となった、と主張している。Groß 1968, S. 120. しかし、これは、狩猟権が考慮されていないから、誤りである。——①償却関連法令が無償廃棄[一部は低率で国家が補償]した、いくつかの封建的義務・土地負担、例えば32年償却法第53条が無償廃棄した奉公人奉公強制、などについては省略する。もちろん、公法に基づく、国家・共同体[1838年農村自治体法以後は農村自治体]・教区に対する土地負担は、32年償却法第52条によって償却の対象から除外され、この規定は1851年償却法補充法第15条によっても維持された。GS 1832, S. 180-181; GS 1851, S. 133. Vgl. Judeich 1862, S. 4; Judeich 1863, S. 60; Groß 1968, S. 105, 120; 松尾 2011, S. 8. ②ザクセンで1838-43年に実施された検地と土地査定に基づいて、1筆毎の「純益」が算定された。そして、1843年地租法第3条は1NGの「純益」に対して1「地租単位」を課した。GS 1843, S. 8. すなわち、1NT(後には3M)の「純益」が3「地租単位」となった。松尾 1990, S. 220 (注30); 松尾 2001, S. 18; 松尾 2011, S. 17, 159 (注2)。なお、「地租単位」から算出した年間純益について、松尾 2011, S. 159, 上から11行目と、S. 291, 上から19行目、および、S. 330, 上から1行目の数字には重大な誤りがある。それらは2,721Tと9,358Tおよび2,467Tでなければならない。

(注42) これら4分農場が所属する騎士領について、Vgl. 松尾 1990, S. 201 (注4)。

(注43) Blaschke 1957, S. 242.

(注44) 当該騎士領村落の委託地代に占める騎士領帰属地代の割合は、Nr. 1, 55, 85と136の4村では100%である（つまり、領邦君主ばかりでなく、広義の教会に帰属する地代もない）。その割合が90%を超えるのは、Nr. 123の97%, Nr. 14の96%, Nr. 6, 23, 40, 109と137の95%, Nr. 30と93の93%, Nr. 36と74の92%, Nr. 20と47の91%の計13村である。80%台は、Nr. 9, 111と122（以上3村は88%）からNr. 35, 86と96（以上3村は80%）までの20村である。70%台は、Nr. 82, 127と150（以上3村は79%）からNr. 43と142（以上2村は70%）までの33村である。60%台はNr. 5と98（以上2村は68%）からNr. 11, 75と131（以上3村は60%）までの16村である。50%台はNr. 18と89（以上2村は57%）からNr. 141（50%）までの11村である。40%台はNr. 78と108（以上2村は48%）からNr. 146（40%）までの7村である。30%台はNr. 48, 61, 80と106（以上4村は35%）とNr. 77（34%）の5村である。20%台はNr. 99（29%）、Nr. 37（26%）とNr. 76（21%）の3村である。騎士領帰属部分の比率がさらに小さな村として、次の3村がある。Nr. 60では9%, Nr. 154では6%に過ぎず、Nr. 50に至っては0%である。このように、騎士領村落の委託地代に占める騎士領帰属地代の割合は、100%から0%まで極めて多様である。その中では、60%から100%までの村が86村あり、全体の75%を占めている。この比率は、本節（注38）で示した、管区村落 α 群の各村の委託地代に占める領邦君主帰属地代の比率（65%から99%の村で全体の80%）よりもやや低い。とりわけ、最低の比率が管区村落 α 群で36%（1村）であったのに対して、騎士領村落群では0%（1村）である。

(注45) Vgl. 松尾 1990, 第107表（S. 280）。

(注46) Stulz 1956, S. 20.

(注47) Zeise 1965, S. 47-48. なお、ミルデナウ村は管区村落 α 群に属した。Blaschke 1957, S. 267.

(注48) GS 1832, S. 183. Vgl. Bär 1892, S. 17; Kötzschke 1953, S. 123; 松尾 1990, S. 231. なお、大規模な農民追放のためにフーフエ農が激減したラウジッツと異なって、本領地域では、「1750年について挙げられた〔フーフエ農保有地の〕数字は、1834年についても…妥当する、と見なされう」。Blaschke 1967, S. 180-181. Vgl. 松尾 1990, S. 63.

(注49) 松尾 1990, 第89表（S. 231）。ただし、18世紀史以後の約1世紀間に園地農と小屋住農は増加したはずであるけれども、1834年の第1回国勢調査から調査対象が階層ではなく、人口となったために、19世紀史の郡別関係数値は得られない。①ブラシュケは、ラウジッツ4郡ばかりでなく、旧プロイセン王国シュレージエン州のオーデル・ナイセ川以西3郡をも含ませたザクセン全体（ドイツ再統一後のザクセン州——以下、本注ではザクセン全体と呼ぶ）で、1750年から1843年までにフーフエ農総数は不変で、25万人であり、園地農・小屋住農総数は31万人から86.9万人に激増し、総人口に占める比率は前者が24.6%から13.5%にはほぼ半減し、後者が30.4%から46.8%に激増した、と推計している。Blaschke 1967, S. 190-191. Vgl. 松尾 1990, 第19表（S. 64）。また、同じ期間の農村人口増加率は、ザクセン全体で89.9%であったのに対して、グローセンハイン郡のそれは66.0%に過ぎなかった。Blaschke 1967, S. 157. しかも、1750年と1843年の農村人口密度はザクセン全体の37.7%と71.6%に対して、当郡のそれは遥かに低く、26.9%と44.6%であった。Blaschke 1967, S. 91, 98. Vgl. 松尾 1990, S. 62. ②本領地域の1750年の郡を見ると、農村人口に占める園地農・小屋住農の比率は、最も高い34-46%の郡が1郡あり、それに次ぐ、22-34%の間の郡が13郡で、最も低い郡は12-22%で、8郡あった。最後者の郡の1つが当郡であった。Blaschke 1962, S. 167, 第17表. Vgl. 松尾 1990, S. 64. 以上を考慮して、1843年における当郡のフーフエ農、園地農と小屋住農の実数を便宜上18世紀史のそれと見なした。

(注50) 本稿第2節（4）, S. 16.

(注51) Vgl. Gröbel 1896, S. 10, 23, 35, 48, 71; 松尾 1990, S. 144, 151, 156, 163, 176.

(注52) Blaschke 1957, S. 42, 47, 49, 53, 61. なお、当郡管区村落 α 群に属し、領邦君主帰属地代が90%以上（95-99%）の4村（本節（注38）参照）の事情も同様である。すなわち、Nr. 15はNr. 141の、Nr. 54, 105と128はNr. 133の教区に編入されていた。また、騎士領帰属地代が90%以上（91-97%）の騎士領村落13村（本節（注44）参照）の事情も、1例を除いて、同様である。すなわち、Nr. 6はNr. 141の、Nr. 14はNr. 41の、Nr. 21と30はNr. 88の、Nr. 23はNr. 123の、Nr. 32はNr. 60の、Nr. 36はNr. 73の、Nr. 40, 109と137はNr. 29の、Nr. 74と93はNr. 38の、教区に編入されていた。ただし、Nr. 123は特異である。ここには教区教会があり、Nr. 11, 23（上記）、25, 86と152の5村もこの教区に編入されていた（以上、Blaschke 1957, S. 40, 42-49, 53, 55-57, 59-60）けれども、これら6村からNr. 123の所在の広義の教会に関して委託された地代は、極めて小さい。松尾 1990, S. 146, 148-149, 163, 173, 179-180.

(注53) Blaschke 1957, S. 61. 同村以外に、同じクライス・リーベンヴェルダに所在して、当郡の委託地代権利者となったのは、グロースクメーレンとザートハインの2騎士領であった。このクライス・リーベンヴェルダは、1815年にザクセンからプロイセンに割譲されて、そのザクセン州の一部となった地域であって、それ以前はラウジッツではなく、当時の本領地域7旧県の一つ、クール旧県に属しており、リーベンヴェルダ管区はかつてグローセンハイン管区の北に隣接していた。なお、当郡の委託地代権利者となっている、当郡以外所在の騎士領は、上記クライス・リーベンヴェルダ以外にオーシャツ郡とマイセン郡にあった。古くはオーシャツ管区とマイセン管区はグローセンハイン管区と同じ本領地域マイセン旧県に所属し、最後者と隣接していた。Vgl. 松尾 1990, S. 220（注31）。さらに、①ラーデブルクは事実上かつての騎士領所属都市であり、騎士領ラーデブルクはラーデブルク市の荘園領主であった。Blaschke 1957, S. 56; 松尾 1990, S. 216（注3）；松尾 1994（3）, S. 374-375; 松尾 1994（4）, S. 376, 379. しかし、同騎士領は、当郡のすべての村で委託地代の権利者として記載されていないから、同市のみを所有していたのであろう。同市は1832年都市自治体法適用都市としてグローセンハイン税務区の「地方委託地代台帳」（農村の部）には記載されていなかった、と考えられる（本節（注5）参照）。今一つの1832年都市自治体法適用都市グローセンハインはかつての領邦君主直属都市であり、その荘園領主は同市参事会であった。Blaschke 1957, S. 48; 松尾 1994

(3), S. 366-367. ②Blaschke 1957, S. 52, 63 記載の 2 騎士領ミュールバッハとチャウイツについては、当郡の同名の村（Nr. 76と154. なお、後者の村では一部支配）に、少額ながら、賦役を含む権利者不記載委託地代がある。
 (注54) Vgl. Großel 1896, S. 32; 松尾 1990, S. 155. —それ以外に、その村の委託地代総額に占める、騎士領帰属部分の比率の低い騎士領村落として、Nr. 60（9％）とNr. 154（6％）があったことは、本節（注44）に記した。
 (注55) Groß 1967(b), S. 6. ただし、①ヴァインズドルフ村（Wainsdorf）は、Blaschke 1957, Register, S. 57*に記載されていないので、不明である。なお、②ヴァインズドルフ村（Weinsdorf）（ロホリッツ郡）の荘園領主は、Blaschke 1957, S. 261によれば、1764年にミットヴァイダ市参事会であった。したがって、①の村は②とは異なる。

追加引用法令

1832年償却提議令 = Verordnung, die vom 01. 01. 1833 an, auf einseitigen Antrag stattfindenden Ablösungen und Gemeinheitstheilungen betr., vom 13. 12. 1832.
 1840年「聖職者への生の諸給付の償却に関する法律」= Gesetz, die Ablösung der Naturalleistungen an Geistliche und Schullehrer betr., vom 14. 07. 1840.
 1843年地租法 = Gesetz, die Einführung des neuen Grundsteuersystems betr., vom 09. 09. 1843.
 1846年償却法補充法 = Gesetz, einige nachträgliche Bestimmungen zum Ablösungsgesetze betr., vom 21. 07. 1846.
 1846年償却法補充法施行令 = Verordnung zu Ausführung der Gesetze, einige nachträgliche Bestimmungen zum Ablösungsgesetze, die Schützunterthänigkeit und den Schluß der Landrentenbank betr., vom 30. 09. 1846.
 1849年「ドイツ国民の基本権」公布令 = Verordnung, die Publication des Reichsgesetzes über die Grundrechte des deutschen Volks betr., vom 02. 03. 1849.
 1850年償却法補充法 = Gesetz, einige veränderte Bestimmungen über die Ablösung der Lehngeldverbindlichkeit betr., vom 11. 11. 1850.
 1851年「ドイツ国民の基本権」公布令廃止法 = Gesetz, die Aufhebung der zu Publication der deutschen Grundrechte ergangenen Verordnung vom 02. 03. 1849 betr., vom 12. 05. 1851.
 1851年償却提議報告義務令 = Verordnung, die von den Gerichtsbehörden über die bei ihnen angebrachten Anträge auf Vermittelung von Ablösungen, Gemeinheitstheilungen und Grundstückenzusammenlegungen zur Generalcommission zu erstattenden Anzeigen betr., vom 09. 07. 1851.
 1858年狩猟権法 = Gesetz, das Jagdrecht auf dem fremden Grund und Boden betr., vom 25. 11. 1858.

追加引用文献

Bär 1892 = E. F(elix) Bär, *Die Ablösungsgesetzgebung im Königreich Sachsen bis 1889*, Zwickau.
 Blaschke 1962 = Karlheinz Blaschke, "Zur Bevölkerungsgeschichte Sachsens vor der industriellen Revolution", in: E. Giersiepen/D. Lösche (Hrsg.), *Beiträge zur deutschen Wirtschafts- und Sozialgeschichte des 18. und 19. Jahrhunderts*, Berlin.
 Blaschke 1967 = —, *Bevölkerungsgeschichte von Sachsen bis zur industriellen Revolution*, Weimar.
 Groß 1967 (b) = Reiner Groß, "Zur sozialökonomischen Lage der Cainsdorfer Bauern vom 16. bis 19. Jahrhundert", in: *Pulsschlag. Kulturspiegel mit vollständigen Veranstaltungsplan für Stadt und Kreis Zwickau*, Bd. 12, H. 7.
 Kötzschke 1953 = Rudolf Kötzschke, *Ländliche Siedlung und Agrarwesen in Sachsen*, Remagen.
 Langsdorff 1876 = Karl von Kangsdorff, *Die Landwirthschaft im Königreich Sachsen und ihre Entwicklung bis Ende 1875*, Dresden.
 Reuning 1865 = (Theodor Reuning,) *Die Landwirthschaft in Sachsen*, Dresden.
 Schirmer 2002 = Uwe Schirmer/André Thieme (Hrsg.), *Beiträge zur Verfassungs- und Verwaltungsgeschichte Sachsens. Ausgewählte Aufsätze von Karlheinz Blaschke aus Anlaß seines 75. Geburtstages*, Leipzig.
 Stulz 1956 = Percy Stulz, "Die antif feudale Bauernbewegung", in: P. Stulz/Alfred Opitz, *Volksbewegungen in Kursachsen zur Zeit der Französischen Revolution*, Berlin.
 Zeise 1965 = Roland Zeise, *Die antif feudale Bewegung der Volksmassen auf dem Lande in der Revolution 1848/49 in Sachsen*, Diss. Potsdam.